Annex

Category	
Food	food, provision of meals, cooking utensils, and the like
Water	water, water supply, equipment necessary for water supply, and the like
Billeting	use of billeting and bathing facilities, beddings, and the like
Transportation (including airlift)	transportation of persons and goods, transport equipment, and the like
Petroleum, oils, and lubricants	petroleum, oils, and lubricants, refueling, equipment necessary for refueling, and the like
Clothing	clothing, mending of clothing, and the like
Communications	use of communication facilities, communication services, communication equipment, and the like
Medical services	medical treatment, medical equipment, and the like
Base support	collection and disposal of waste, laundry, electric supply, environmental services, decontamination equipment and services, and the like
Storage	temporary storage in warehouse or refrigerated storehouse, and the like
Use of facilities	temporary use of buildings, facilities, and land, and the like
Training services	dispatch of instructors, materials for educational and training purposes, consumables for training purposes, and the like
Spare parts and Components	spare parts and components of military aircraft, vehicles, and ships, and the like
Repair and Maintenance	repair and maintenance, equipment for repair and maintenance, and the like
Airport and seaport services	services for arrival and departure of aircraft and ships, loading and unloading, and the like

省　　令

○経済産業省令第三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハ及び第四号ハの規定に基づき、輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（平成二十五年条約第一号）に基づき、自衛隊がオーストラリア国防軍に対して貨物の輸出を行う場合

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　　示

○外務省告示第三十四号

平成二十二年五月十九日に東京で署名された日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定について、同協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十五年一月三十一日にキャンベラで行われた。よって、同協定は、その第七条1の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十五年一月三十一日　　外務大臣　岸田　文雄

○経済産業省告示第七号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年一月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（平成二十五年条約第一号）に基づき、自衛隊がオーストラリア国防軍に対して役務の提供を行う場合